

みやぎ食の危機管理基本マニュアル

令和 8 年 9 月

宮 城 県

目 次

頁

I	策定の趣旨	．．．．．	1
II	危機管理の主要項目	．．．．．	3
III	危機対応の手引き	．．．．．	5
IV	危機対応の心得	．．．．．	12

別添

V	様式集	．．．．．	15
VI	資料	．．．．．	19

I 策定の趣旨

近年、科学技術の高度化に伴い、食品の生産・加工技術が著しい進歩を遂げるとともに、経済のグローバル化や嗜好・価値観の多様化により、農産物をはじめとする多種多様な食品等の輸入が急速に増加し、アレルギー物質や残留農薬、病原菌による汚染問題などの食品の安全性に関する危害要因は著しく多様化している。

一方、本県は、我が国の主要な食料供給基地として重要な役割を担うとともに、食関連産業は、本県の基幹産業として地域経済を支えている。

このような中、県は、平成16年度に「みやぎ食の安全安心推進条例」を制定し、県民の健やかな食生活の実現を図ってきた。また、食の安全安心の確保に関する施策を総合的に推進するため、「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）（平成18年度から平成22年度）」、第2期基本計画（平成23年度から平成27年度）、第3期基本計画（平成28年度から平成32年度）、第4期基本計画（令和3年度から令和7年度）に引き続き令和8年3月からは「食の安全安心推進基本計画（第5期）（令和8年度から令和12年度）」を策定し、「安全で安心できる食」の実現を目指し、食品の生産・供給体制確立のための支援や生産から消費までの一貫した監視指導・検査の強化などの平常時の対策（危機の発生の未然防止・回避策）を強化するとともに、万が一、危機が発生した場合に備えて、非常時の危機管理体制を確立することとしている。

特に、危機管理については、食中毒や家畜伝染病等の対応方法が定められている危機に関しては、これまでどおり、各担当課において個別のマニュアル等に基づいた対応を実施していくこととしているが、全庁横断的な対応を必要とする場合には、「宮城県食の安全安心危機管理対策本部会議」において、県民の食の安全安心の確保と風評被害による経済的損失を最小限に止めるため、関係者と連携し、迅速かつ的確な危機対応を実施していくこととしている。

このため、危機発生時の緊急通報から初動時の手順、宮城県食の安全安心危機管理対策本部会議の開催、報道機関や県民に対する広報など、県が食の安全安心を確保するために実施する対応方法をまとめた「みやぎ食の危機管理基本マニュアル」を策定し、非常時に迅速かつ適切に対応できる体制の整備に資するものとする。

Ⅱ 危機管理の主要項目

1 平常時の対応

危害要因に関する情報の積極的な収集と分析に努めるとともに、危機への体制整備を図り、危機の未然防止や回避に向けて備える。

2 非常時の対応

食品を原因として発生する健康被害等の迫り来る危機に対しては、迅速な情報収集や適切な対応により、その未然防止と回避に努める。

また、発生した危機に対しては、迅速かつ適切な対応を実施し、被害の拡大を防止する。

3 積極的な情報公開

県民及び報道機関への適時適切な情報提供とともに十分な説明に努め、県民の健康保護と経済的・社会的被害を最小限に止める。

Ⅲ 危機対応の手引き

1 平常時の対応

県は、平常時から食の安全安心に関する情報収集と分析、監視・指導の強化、危害要因に関する情報の探知、個別マニュアルの整備等により、危機の未然防止・回避に備える。

（１）危機の未然防止・回避

- ① 関係課室及び各地方機関は、食の安全安心に関する情報等の収集と共有化、監視・指導の充実強化を図るとともに、各機関相互の情報交換を密にし、情報を探知するなど危機の未然防止・回避に向けて備える。
- ② 関係課室及び各地方機関は、相互に連携しながら社会経済の変化に伴って発生する新たな危機に応じたマニュアルの整備を行うとともに、マニュアルに基づいた演習等の実施、施設・設備及び物資の確保等に努める。なお、既存マニュアルについても、適宜内容の充実に努める。
- ③ 関係課室及び各地方機関は、危機の予防対策、被害想定等の調査研究に努めるとともに、職員個々の危機認識能力の向上に努める。
- ④ 宮城県食の安全安心危機管理対策本部に食の危機管理対応チームを設置し、県内の食の危害要因に係る情報の収集・分析と共有化を図るとともに、危機の未然防止・回避に向けて必要な対策を調整する。

（２）報道関係者との認識の共有

危機発生時において報道の果たす役割は非常に大きいことから、平常時から報道関係者と食の危機管理に関する正しい認識を共有できるよう情報提供に努める。

2 非常時の対応

食の安全安心の確保と産業・経済に著しい影響を及ぼす危機の発生が予測されるものについては、速やかに関係部局が連携するとともに、必要に応じて関係団体等に協力を要請し、危機の未然防止や回避を図るための必要な措置を行う。

また、危機が発生した場合には、迅速かつ適切な対応を実施し、早期解決を図る。

（１）情報連絡体制

- ① 職員が県民、医療機関、関係団体、他都道府県等から危機の発生及び発生のおそれのある事態の通報を受けた場合又は職員自らが危機を探知した場合は、直ちに「食に関する危害情報受理・探知表」（P16）を用いて正確に記録し、上司に報告する（連絡は、口頭と書面の両方で行う）。

■食の１１０番、食品表示１１０番、食中毒等に関しては、従前の様式を使用する。

- ② 「食に関する危害情報受理・探知表」を作成した機関は、食の安全安心連絡員（不在の場合は、所属長が代理者を指名して当たらせる）がその写しを速やかに担当課室に送付する。その後、ただちに現地確認等を実施し、情報を総合化して事態の展開予測・影響予測に努め、「食に関する危害情報伝達表」（P17）を危機対応にあたる担当課室あて送付する。

なお、担当課室が不明確な場合には、食と暮らしの安全推進課に送付する。

- ③ 連絡を受けた担当課室は、食の危機管理対応チームに対して「食に関する危害情報受理・探知表」及び「食に関する危害情報伝達表」の写しを提出する。

なお、担当課室が直接情報を受理したときも同様とする。

■以降、個別マニュアルが作成済みの事案については個別マニュアルで対応

〈参 考〉

既に策定している主な個別マニュアル等

- ① 食中毒事件処理要領（食と暮らしの安全推進課）
- ② 毒物混入事件対応マニュアル（薬務課、食と暮らしの安全推進課）
- ③ 「食品表示１１０番」対応マニュアル（食と暮らしの安全推進課）
- ④ 「食の１１０番」（食と暮らしの安全推進課）
- ⑤ 炭疽防疫対応マニュアル（家畜防疫対策室）
- ⑥ 炭疽防疫対策処理要領（食と暮らしの安全推進課）
- ⑦ BSE防疫実務マニュアル（家畜防疫対策室）
- ⑧ 農作物汚染対応マニュアル（みやぎ米推進課）
- ⑨ 無登録農薬対応マニュアル（みやぎ米推進課）
- ⑩ 農作物における残留農薬基準値超過時の対応マニュアル（みやぎ米推進課）
- ⑪ 特定家畜伝染病防疫対策マニュアル（家畜防疫対策室）
- ⑫ 感染症対策マニュアル（疾病・感染症対策課）

（２）初動体制

- ① 個別マニュアルは策定していないが、担当課室が明確な危害については、担当課室が速やかに下記（３）、（４）を実施し、危機への対応にあたる。
- ② 危機に対する担当課室が不明確である場合には、速やかな初動措置に当たるため、食の危機管理対応チーム会議を開催し、情報の収集・共有化を図る。

- ③ 食の危機管理対応チームは、得られた危機情報に基づき、速やかに担当課室（複数の課が関係する場合には、主となる担当課室）を決定するよう調整する。
- ④ 決定された担当課室は、関係課室や各地方機関と連携し、速やかに下記（３）、（４）を実施し、危機への対応にあたる。

（３）情報収集及び共有化

- ① 担当課室は、速やかに情報収集体制を確保するとともに、情報の一元化・共有化を図る。

（４）対応策の検討・実施

- ① 担当課室は、危機の程度・段階等に応じた適切な対応策を検討し、速やかに対策を実施する。
- ② 対策の実施にあたっては、国、他都道府県、関係市町村、関係団体等と連携し、情報提供・交換、対策に関する協力体制の構築等、被害の拡大防止に向けて適切な対応を図る。

3 宮城県食の安全安心危機管理対策本部会議による対応

県は、県民の安全で安心できる食生活と食関連産業の振興に重大な影響を及ぼすおそれのある危機に対して、全庁横断的な対応を実施するため、宮城県食の安全安心危機管理対策本部会議を招集し、早期解決を図る。

（１）宮城県食の安全安心危機管理対策本部会議開催の具申

食の危機管理対応チームリーダーは、重大な影響を及ぼすことが想定される危機が発生するおそれがある場合又は発生した場合においては、全庁横断的な対応を実施するため、速やかにチーム会議を開催し、関係部局と協議の上、宮城県食の安全安心危機管理対策本部長に対して本部会議招集を具申する。

（２）宮城県食の安全安心危機管理対策本部会議の招集

- ① 本部長は、全庁横断的な対応により、被害を最小限に止めるため、宮城県食の安全安心危機管理対策本部会議を招集する。

（３）専門部会等の設置

- ① 本部長は、被害の影響及び緊急度等を勘案し、必要に応じて関係職員で構成する専門部会を設置する。
- ② 本部長は、危機の発生が特定の地域に集中し、現地における適切な対応のために必要がある場合には、当該地域の市町村・警察署及びその他の関係機関との連携を図り、現地対策会

議を設置する。

〈参 考〉

宮城県食の安全安心危機管理対策本部会議招集の目安

・食品の摂取による県民の健康に係る重大な被害の発生被害が発生又は発生するおそれがあるとき。

4 検査・分析の実施

県は、危機発生時において、県自らが検査・分析を実施することが必要であると判断した場合には、県の検査機関等^注において、必要な検査・分析を実施する。

また、県の検査機関等のみで受入体制に不足が生じる場合又は検査・分析項目が特殊な場合等には、県内の民間等の検査機関への依頼や他の都道府県及び国等の検査機関等に協力の要請を行う。

注) 県の検査機関等とは、環境生活部、農政部及び水産林政部の試験研究機関をいう。

5 情報提供

危機の発生時においては、県民及び報道機関への積極的な情報提供に努め、県民の健康保護とともに風評被害による経済的・社会的損失を最小限に止める。

(1) 県民等への情報提供

① 担当課室は、食品を原因とする健康被害又は健康を脅かすおそれがある事態が生じた場合には、被害の拡大と風評被害を防止するため、県民に対して、事実が正しく理解されるよう迅速かつ正確な情報の提供と十分な説明に努める。

② このため、担当課室、関係課室又は地方機関に県民に対する相談窓口を設置するとともに、ホームページへの掲載の他、市町村や関係団体との連携などの必要な手段を講じる。

(2) 国・市町村・関係機関等への情報提供

① 危機に対して、関係機関が連携して適切な対応を実施するためには、情報の共有化が重要であることから、担当課室は速やかに国・市町村・関係機関等に情報提供を行う。

（３）報道機関への情報提供

① 対応窓口の一元化

報道機関への対応は、担当課室内に危害の事案に応じて、所属長がしかるべき対応責任者を決定し、混乱を招くことの無いよう対処する。

なお、初動段階において、担当課室が決定するまでの間においては、食の危機管理対応チームリーダーが関係課室と調整しながら対応する。

② 情報提供

担当課室は、県民の不安の軽減と風評被害を防止するため、新たな事実が判明次第、報道機関に対し広報資料（P18）を用いて適時適切な情報提供と十分な説明を行う。

なお、この際、情報の混乱を生じないよう関係課室と資料等を調整し同一の情報提供に努める。

③ 広報課との連携

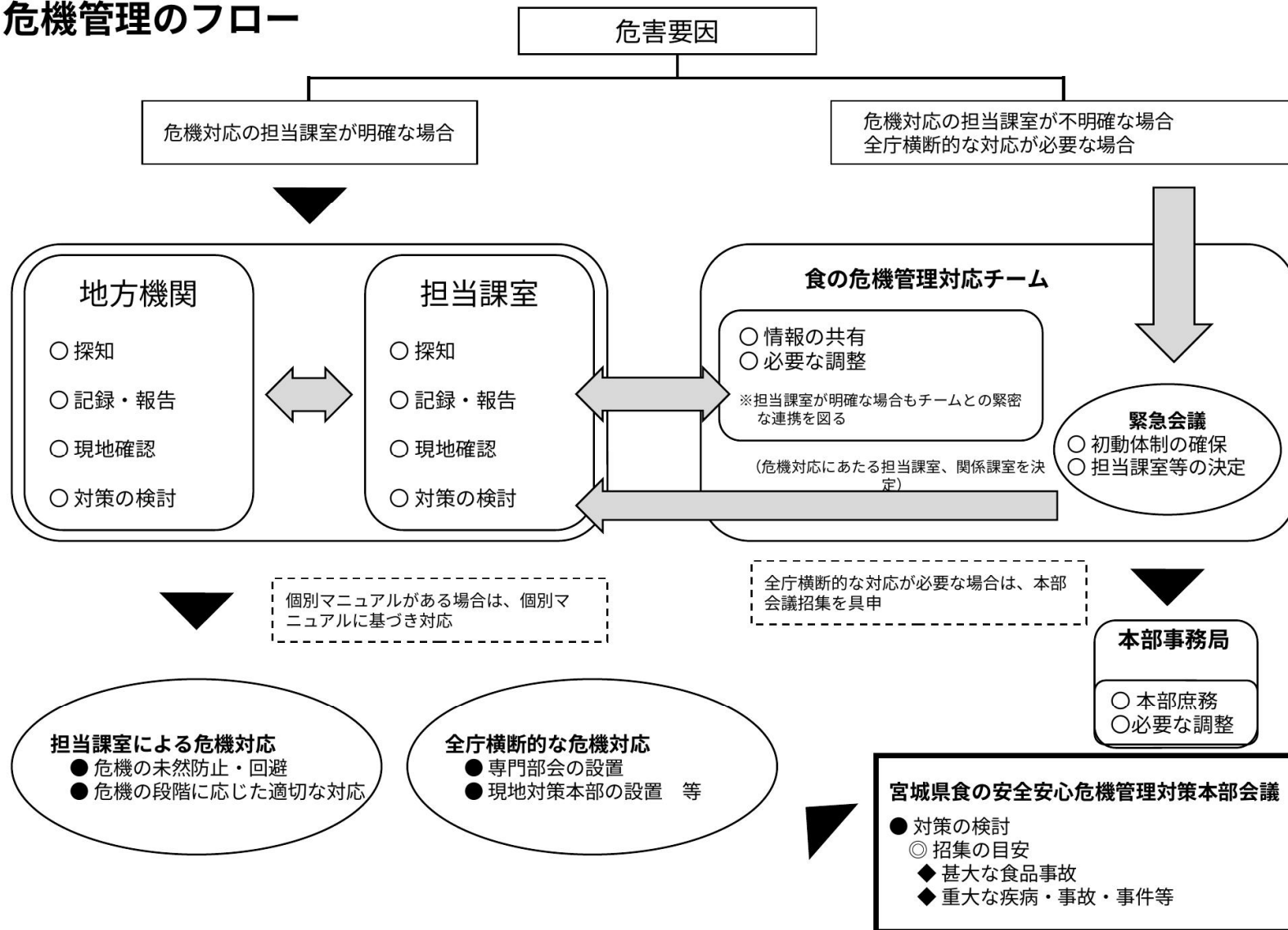
報道機関への対応については、広報課との十分な調整の上、行うものとする。

6 危機解決後の事後評価

県は、危機の終息後に開催する食の危機管理対応チーム会議において、再発防止と危機管理体制の強化に資するため、実施した対応の事後評価を行う。

また、事後評価の結果又は他の理由により必要と認められる場合には、みやぎ食の危機管理基本マニュアルの見直しを行うものとする。

危機管理のフロー



IV 危機管理の心得

1 危機管理とは

(1) 危機とは

危機とは、一般的には、突発的で予測のしがたい緊急事態・異常事態等の発生により、人の生命、身体、財産等に被害が生じた事態又は生じるおそれのあることを言うが、本マニュアルにおいて食の危機とは、食品の摂取を通じて、その生命又は健康に重大な影響が生じ、若しくは生じるおそれがある場合や風評被害による経済的損失が発生する場合など、食に関連する被害（損害）の発生又は発生するおそれを言う。

(2) 危機管理とは

グローバル化が進展する現代社会は、グローバルな経済交流により、国外の危機も国内の危機に転化しやすい側面を持ち、食に関しても、これまで以上に様々な危機が発生しやすい環境にあると考えられる。

本マニュアルにおける食の危機管理とは、このような環境の中で、本県における食の危機、即ち、県民の生命、身体等に重大な被害が生じ、若しくは生じるおそれがある緊急の事態に対して、その未然防止と万が一危機が発生した場合の被害（損失）を最小限に止めるための取組を言う。

(3) 危害要因とは

食品に関しては、通常、健康に影響をもたらす原因となる可能性のある食品中の物質又は食品の状態を言うが、本マニュアルにおいては、食品そのものに限らず、食の安全安心を脅かす危害要因全般を言う。

2 危機の段階に応じた対応の手順

危機の段階を大きく3つに分けると、事態発生には至っていないが兆しが見られる「初期兆候の段階」、事態発生が確認できる状態としての「初期状態の段階」、初期状態からさらに状況が進んだ状態としての「緊急事態の段階」に分けられ、それぞれの段階で状況を十分に把握し、適切かつ迅速な対応を行うことが求められる。

(1) 初期兆候の段階における対応

危機の内容・状況に応じて様々な対応が必要とされるが、重要なのは「初期兆候の段階」で状況を把握し、緊急事態に進まないよう「初期兆候の段階」もしくは「初期状態の段階」にいかにか抑えるかである。このため、危機に関するなんらかの初期兆候が発生したらこれを見逃さず、速やかに体制を整えて警戒態勢に入り、必要に応じて警報を発するとともに対応策を検討し、効果的に実施することが重要である。

なお、危機を探知した際には、第一報をできるだけ速やかに伝達する。詳細がわからなくとも、まずは探知したことを伝えることが大事である。

(2) 初期状態の段階における対応

初期兆候の段階よりも事態が明確となり、情報量も増加することから、それらに基づいた効果的な対応策の実施により、事態の発展を抑えるようにすることが求められる。このため、関係課室における対応策については、関係機関との連携により、より効果的、効率的な方法を検討・実施することにより、緊急事態に発展しないように努めることとする。

また、緊急事態に発展することも想定し、その場合のさらなる体制強化、対応策の拡充等についても併せて検討する必要がある。

(3) 緊急事態における対応

危機の内容によっては、一気に緊急事態へ発展することもある。

この場合、全庁的な体制構築を行い、対応策を一層強化するとともに、場合によっては、国や隣県等への支援要請等も含め、事態打開に向けてとり得る全ての方法を検討した上で、最善の策を講じることとする。

V 様式集

- ・食に関する危害情報受理・探知表
- ・食に関する危害情報伝達表（第〇報）
- ・広報資料

食に関する危害情報受理・探知表

機関名

整理番号		受付年月日	年 月 日	受付者職氏名	
件 名					
受付方法	電話・郵便・FAX・Eメール・その他（ ）				
情報提供者	住 所	TEL FAX			
	ふりがな 氏 名	(男・女)	職 業		
提供情報の内容（概要）					
※被害 無・有（概要 ）					
関係者	名 称		業 種		
	所在地	TEL			
対応状況 1 （提供者への対応）					
対応状況 2 （発生事態への対応）					

食に関する危害情報伝達表（第〇報）

年 月 日現在

発 信 者	受 信 者
所属	所属
職	職
氏名	氏名
発信時間	受信時間

以下のとおり伝達します。

- 1 危機の概要
- 2 危害の発生日時
- 3 危害の発生場所
- 4 危害の発生原因
- 5 危害の影響（人的・物的、現況・予測）
- 6 危害への対応状況（調査の状況、危害対応等）

広 報 資 料

記 者 発 表 資 料
年 月 日
〇〇課〇〇〇〇班
担当〇〇〇〇
内線〇〇〇〇

〇〇の発生について（第〇報）

- 1 日 時 〇〇年〇〇月〇〇日（ ）午前・午後 時 いつ
- 2 場 所 〇〇市〇〇地区 どこで
- 3 危害の状況 （被害、症状、影響など） なにが
- 4 関 係 者 （住所・氏名・電話番号等 ← 公表できる範囲で） だれが
- 5 当面の処置 （調査の状況、危害対応など）
- 6 今後の対応 （公表できる範囲で記載）

VI 資料

- 1 関係課及び担当業務一覧
- 2 宮城県食の安全安心危機管理対策本部関係要綱
 - ・宮城県食の安全安心危機管理対策本部設置要綱
 - ・専門部会等設置要綱
 - ・食の危機管理対応チーム設置要綱
- 3 宮城県食の安全安心危機管理対策本部関係組織図

①県庁関係(本庁)

●印 所管している個別マニュアル

○印 関係法規等

課 名	班 名	電話番号	担当業務内容(根拠法令)
食と暮らしの安全推進課 ●食中毒事件処理要領 ●毒物混入事件対応マニュアル ●「食品表示110番」対応マニュアル ●食の110番 ●炭疽防疫対策処理要領	企画調整班	022-211-2643	1 食の安全安心に関する総合窓口 ○ みやぎ食の安全安心推進条例 ○ 食の安全安心推進基本計画 2 食品表示 110 番 3 食品の表示に関する相談 食品表示法に基づく品質事項に係る表示に関する事。不当食品類及び不当表示防止法に基づく食品表示に関する事。 ・宮城県食の安全安心危機管理対策本部事務局 ・食の危機管理対応チーム会議事務局
	食品安全班	022-211-2644	1 食品衛生に関する事。 2 食中毒の予防に関する事。 3 食品表示法に基づく衛生事項に係る表示に関する事。 4 食品関係の営業等に関する事。 ○ 食品衛生法 ○ 食品衛生取締条例 5 カキの表示違反及び生かきの規格基準に係る事。 ○ 食品衛生法 ○ カキの処理に関する取締条例 ○ 生かきの取扱に関する指導指針 6 食肉のと畜検査及び食鳥検査に係る事。 ○ と畜場法 ○ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律 7 食の110番
	環境衛生班	022-211-2645	1 水道水の水質基準等に関する事。 ○ 水道法 ○ 簡易給水施設等の規制に関する条例
健康推進課	食育・栄養班	022-211-2637	1 食品表示法に基づく栄養及び健康に係る表示に関する事。 2 健康増進法に基づく健康保持増進効果等の表示に関する事。
疾病・感染症対策課 ●感染症対策マニュアル	感染症対策第一班	022-211-2632	1 関係法令等 ○ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
薬務課 ●毒物混入事件対応マニュアル	薬事温泉班 監視麻薬班	022-211-2652 022-211-2653	1 医薬品等に関する相談 2 毒物及び劇物取締法に基づく登録、指導取締等に関する事。

課 名	班 名	電話番号	担当業務内容(根拠法令)
食産業振興課	食産業企画班	022-211-2814	1 農林水産物に関する食の安全及び消費者の信頼の確保に係る企画及び調整に関すること。
みやぎ米推進課 ●農作物汚染対応マニュアル ●無登録農薬対応マニュアル ●農作物における残留農薬基準値超過時の対応マニュアル	環境対策保全班	022-211-2845	1 農業公害対策に関すること。 2 農薬販売の届出受理に関すること。 3 農薬販売者及び農薬使用者に対する立入検査に関すること。 4 その他「農薬取締法」に関すること。 ○ 農薬取締法 5 肥料生産及び販売の届出受理に関すること。 6 肥料生産業者、販売業者及び施用者に対する立入検査に関すること。 ○ 肥料の品質の確保等に関する法律
畜産課	草地飼料班	022-211-2852	1 家畜の飼料(ペットフードは除く)に関して、飼料製造業者及び販売業者等の届出等 ○ 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律
家畜防疫対策室 ●炭疽防疫対応マニュアル ●BSE 防疫実務マニュアル ●特定家畜伝染病防疫対策マニュアル	衛生安全班	022-211-2854	1 家畜伝染病(人畜共通伝染病)に関すること。 ○ 家畜伝染病予防法
林業振興課	地域林業振興班	022-211-2914	1 特用林産物の消費者への安全安心に関すること。
水産業振興課	流通加工班	022-211-2931	1 水産加工の消費者への安全安心に関すること。
水産業基盤整備課	養殖振興班	022-211-2943	1 カキのノロウイルスの自主検査、浄化方法等に関すること。 2 有用貝類の貝毒発生状況等に関すること。

②県庁関係(地方機関)

課 名	班 名	電話番号	担当業務内容(根拠法令)
仙南保健福祉事務所 (仙南保健所)	食の110番 食品衛生班 獣疫薬事班 疾病対策班 成人・高齢班	0224-53-3117 0224-53-3117 0224-53-3119 0224-53-3132 0224-53-3120	【食の110番】 消費者等からの食に関する相談に対応するとともに、食の安全安心に係る情報を提供する。 1 食品衛生に関すること。 2 食中毒の予防に関すること。 3 食品表示法に基づく衛生事項の表示に関すること。
仙台保健福祉事務所 (塩釜保健所)	食の110番 食品薬事班 疾病対策班 健康づくり支援班	022-363-5505 022-363-5505 022-363-5504 022-363-5503	(食品薬事班) 1 食品の衛生に関すること。 2 食中毒の予防に関すること。 3 食品表示法に基づく衛生事項の表示に関すること。
仙台保健福祉事務所 岩沼地域事務所 (塩釜保健所岩沼支所)	食の110番 食品薬事班 疾病対策班	0223-22-6294 0223-22-6294 0223-23-1512	4 食品営業に関すること。 5 不良食品等の受理、相談等に関すること。 6 医薬品等に関する相談 7 毒物及び劇物取締法に基づく登録、指導取締等に関すること。 8 水道及び簡易給水施設に関すること。
仙台保健福祉事務所 黒川支所 (塩釜保健所黒川支所)	食の110番 食品薬事班 地域保健班	022-358-1111 022-358-1111 022-358-1111	(食品衛生班) 1 食品の衛生に関すること。 2 食中毒の予防に関すること。 3 食品衛生法に基づく表示に関すること。
北部保健福祉事務所 (大崎保健所)	食の110番 食品衛生班 獣疫薬事班 疾病対策班 健康づくり支援班	0229-91-0710 0229-91-0710 0229-87-8001 0229-91-0714 0229-87-8010	4 食品営業に関すること。 5 不良食品等の受理、相談等に関すること。
北部保健福祉事務所 栗原地域事務所 (大崎保健所栗原支所)	食の110番 食品薬事班 疾病対策班	0228-22-2115 0228-22-2115 0228-22-2117	(獣疫薬事班) 1 医薬品等に関する相談 2 毒物及び劇物取締法に基づく登録、指導取締等に関すること。 3 水道及び簡易給水施設に関すること。
東部保健福祉事務所 (石巻保健所)	食の110番 食品衛生班 獣疫薬事班 疾病対策班 健康づくり支援班	0225-95-1417 0225-95-1417 0225-95-1475 0225-95-1430 0225-94-6124	(疾病対策班、地域保健班) 1 感染症法に関すること
東部保健福祉事務所 登米地域事務所 (石巻保健所登米支所)	食の110番 食品薬事班 疾病対策班	0220-22-6120 0220-22-6120 0220-22-6119	(成人・高齢班、健康づくり支援班) 1 食品表示法に基づく栄養及び健康に係る表示に関すること。 2 健康増進法に基づく健康保持増進効果等の表示に関すること。 3 栄養士・調理師免許 4 健康づくり
気仙沼保健福祉事務所 (気仙沼保健所)	食の110番 食品薬事班 疾病対策班 成人・高齢班	0226-22-6615 0226-22-6615 0226-22-6662 0226-22-6614	
保健環境センター	企画総務部 微生物部 生活化学部	022-352-3861 022-257-7228 022-352-3863	1 食の安全安心に係る情報の収集・解析・提供に関すること。 2 食品・水等に関する微生物、ウイルス、残留農薬、抗菌性物質、重金属等の試験検査に関すること。

事務所名	班 名	電話番号	担当業務内容(根拠法令)
食肉衛生検査所	検査第一班 検査第二班 精密検査班	0220-55-3752 0220-55-3752 0220-55-3752	食肉のと畜検査及び食鳥検査に関すること。 1 家畜・食鳥の疾病、異常に係る検査に関すること。 2 食肉・内臓などの微生物検査及び抗菌性物質などの残留検査に関すること。 3 と畜場・食鳥処理場における施設の衛生管理指導に関すること。 ○ と畜場法 ○ 食鳥処理事業の規制及び食鳥検査に関する法律
病虫害防除所	企画指導班	022-275-8960	1 農薬販売の届出受理に関すること。 2 農薬販売者及び農薬使用者に対する立入検査に関すること。 ○ 農薬取締法
大河原地方振興事務所 仙台地方振興事務所 北部地方振興事務所 東部地方振興事務所 気仙沼地方振興事務所	農業振興部 農業振興班 農業・農村振興部 農業振興班	0224-53-3289 022-275-9250 0229-91-0717 0225-95-7809 0226-24-2534	1 農薬販売の届出受理に関すること。 2 農薬販売者及び農薬使用者に対する立入検査に関すること。 ○ 農薬取締法 3 肥料生産及び販売の届出受理に関すること。 4 肥料生産業者、販売業者及び施用者に対する検査に関すること。 ○ 肥料の品質の確保等に関する法律
大河原農業改良普及センター 亘理農業改良普及センター 仙台農業改良普及センター 大崎農業改良普及センター 美里農業改良普及センター 栗原農業改良普及センター 登米農業改良普及センター 石巻農業改良普及センター 気仙沼農業改良普及センター	総括次長等	0224-53-3519 0223-34-1141 022-275-8320 0229-91-0727 0229-32-3115 0228-22-9437 0220-22-8603 0225-95-7612 0226-25-8068	【地域の食と農に関する相談窓口】 1 生活者や農業者等からの地域の農業や農畜産物に関する相談対応。

③国関係

事務所名	課 室 名	電話番号	担当業務内容(根拠法令)
消費者庁	食品表示企画課 表示対策課	03-3507-8800	食品表示法に関すること(食品表示基準・相談等)。 不当景品類及び不当表示防止法に関すること。
食品安全委員会	事務局	03-6234-1166 03-6234-1177	食品の安全性のリスク評価に関すること。 食の安全ダイヤル(消費者の相談窓口)
厚生労働省 医薬・生活衛生局	食品監視安全課	03-3595-2337	1 食中毒に関すること。 2 食品衛生法規格基準違反に関すること。
	化学物質安全対策室	03-3595-2298	毒物劇物の取扱いに関すること。
農林水産省 消費・安全局	食品表示・企画監視室	03-3502-8111	食品表示法に基づく品質事項の表示に関すること。
東北厚生局	食品衛生課	022-726-9264	1 食中毒に関すること。 2 食品衛生法規格基準違反に関すること。
東北農政局	消費・安全部 米穀流通・食品表示監視課	022-263-1111(代表)	食品表示法に基づく品質事項の表示に関すること。

宮城県食の安全安心危機管理対策本部設置要綱

(目的)

第1 この要綱は、みやぎ食の安全安心推進条例（平成16年宮城県条例第31号）第10条の規定に基づき、食品の摂取による県民の健康に係る重大な被害（以下「被害」という。）の発生の未然防止及び被害の拡大防止のため、宮城県食の安全安心危機管理対策本部（以下「本部」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置及び廃止)

第2 知事は、被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、全庁的な対応が必要と認めるときは、本部を設置することができる。

2 本部は、被害が解消し、又は被害に対する対策が完了したと知事が認めたときに廃止する。

(所掌事務)

第3 本部は、次に掲げる事務を所掌するものとする。

- (1) 被害への対処方針の決定及び総合調整に関すること。
- (2) 被害の未然防止及び拡大防止に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第4 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、別表に掲げる職にある者を充てる。

2 本部長は、本部の事務を統括し、本部を代表する。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第5 本部は、特定事案に係る調査、分析及び対応策の検討を行うための専門部会その他必要な組織（以下「専門部会等」という。）を設置できる。

2 専門部会等の運営に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

(会議)

第6 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 本部長は、必要に応じて本部の会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(本部事務局及び庶務)

第7 本部の設置に備え、環境生活部食と暮らしの安全推進課に本部事務局を置く。

2 本部の庶務は本部事務局において処理する。

3 本部事務局に、食の危機管理対応チームを置く。

4 食の危機管理対応チームは、本部事務局の指揮監督の下、必要な情報収集及び連絡調整その他必要な事務を行う。

5 食の危機管理対応チームの設置及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和8年9月1日から施行する。

2 宮城県食の安全安心対策本部設置要綱（平成 14 年 10 月 1 日施行）は、廃止する。

別表（第 4 関係）

役職	構成員
本部長	知事
副本部長	副知事
本部員	総務部長 復興・危機管理部長 企画部長 環境生活部長 保健福祉部長 経済商工観光部長 農政部長 水産林政部長 土木部長 警察本部長 企業局長 教育長

専門部会等設置要綱

(目的)

第1 宮城県食の安全安心危機管理対策本部設置要綱第5の規定に基づき設置される専門部会その他必要な組織（以下「専門部会等」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2 専門部会等は、特定事案に係る調査、分析及び対応策の検討その他、宮城県食の安全安心危機管理対策本部長（以下「本部長」という。）が必要と認める事務を所掌するものとする。

(組織)

第3 専門部会等は、部会長、副部会長及び部会員をもって構成し、部会長は本部長が、副部会長及び部会員は、部会長が必要の都度指名する。

2 部会長は、専門部会等の事務を統括し、専門部会等を代表する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4 専門部会等の会議は、部会長が、必要に応じて招集し、その議長となる。

2 部会長は、必要に応じて専門部会等の会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第5 専門部会等の庶務は、部会長が指定する課において処理する。

(その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、専門部会等の運営に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年9月1日から施行する。

食の危機管理対応チーム設置要綱

（設置）

第1 宮城県食の安全安心危機管理対策本部設置要綱（令和8年9月1日施行）第7第5項の規定に基づき、県民の安全で安心できる食生活と県内の食関連産業の振興に影響を及ぼすおそれのある危害要因（以下「食の危害要因」という。）に対し、未然の防止と発生時の的確な対応を図るための危機管理（以下「食の危機管理」という。）を行う食の危機管理対応チーム（以下「チーム」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2 チームは、次に掲げる事務を所掌するものとする。

（1）食の危機管理に係る全庁横断的な対策の調整及び円滑な初動体制の確保並びに必要な措置に関すること。

（2）食の危害要因に係る県内の情報の収集と共有化に関すること。

（3）その他宮城県食の安全安心危機管理対策本部長が必要と認める事項に関すること。

（組織）

第3 チームは、リーダー、サブリーダー及びチーム員をもって構成し、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

2 リーダーは、チームの事務を総括し、チームを代表する。

3 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第4 チームは、次に掲げる会議を開催するものとし、リーダーが必要に応じて招集し、その議長となる。

（1）情報の収集・共有化及びみやぎ食の危機管理基本マニュアルの実効性の確保を図るために開催する定例会議（以下「定例会議」という。）

（2）食の危機管理に係る全庁横断的な対策の調整及び円滑な初動体制の確保のために開催する緊急会議（以下「緊急会議」という。）

2 定例会議は、別表1に掲げる職にある者の中で、食の安全安心推進員をもって構成する。

3 緊急会議は、別表1に掲げる職にある者の中で、リーダーが必要に応じて招集する者をもって構成する。

4 リーダーは、必要に応じてチーム会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

（庶務）

第5 チームの庶務は、環境生活部食と暮らしの安全推進課において処理する。

（食の安全安心連絡員）

第6 地方機関に食の危害要因に係る情報の収集及び連絡にあたる食の安全安心連絡員（以下「連絡員」という。）を配置する。

2 連絡員は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

3 連絡員は、食の危害要因に係る情報を探知した場合においては、速やかに担当課又はチームへの情報伝達及び連絡調整にあたる。

（報告）

第7 リーダーは、宮城県食の安全安心危機管理対策本部長、副本部長及び本部員に対して、必要に応じ、チームの事務の進捗状況について報告する。

（その他）

第8 この要綱に定めるもののほか、チームの運営に関して必要な事項は、リーダーが別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 10 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 1 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

別表 1（第 3 関係）

役職	構成員
リーダー	食と暮らしの安全推進課長
サブリーダー	食産業振興課総括課長補佐（食の安全安心推進員）
チーム員	広報課総括課長補佐 復興・危機管理総務課総括課長補佐 疾病・感染症対策課総括課長補佐（食の安全安心推進員） 薬務課総括課長補佐（食の安全安心推進員） 食と暮らしの安全推進課総括課長補佐 農政総務課総括課長補佐（食の安全安心推進員） 農山漁村なりわい課総括課長補佐（食の安全安心推進員） 農業振興課総括課長補佐（食の安全安心推進員） みやぎ米推進課総括課長補佐（食の安全安心推進員） 園芸推進課総括課長補佐（食の安全安心推進員） 畜産課総括課長補佐（食の安全安心推進員） 家畜防疫対策室総括室長補佐（食の安全安心推進員） 水産林政総務課総括課長補佐（食の安全安心推進員） 水産業振興課総括課長補佐（食の安全安心推進員） 水産業基盤整備課総括課長補佐（食の安全安心推進員） 林業振興課総括課長補佐（食の安全安心推進員）

別表 2 (第 6 関係)

部 門	所 属		食の安全安心連絡員役職
農 業 関 係	大河原地方振興事務所農業振興部		総括次長 (食の安全安心担当)
	仙台地方振興事務所農業振興部		総括次長 (食の安全安心担当)
	北部地方振興事務所農業振興部		総括次長 (食の安全安心担当)
	北部地方振興事務所栗原地域事務所農業振興部		総括次長 (食の安全安心担当)
	東部地方振興事務所農業振興部		総括次長 (食の安全安心担当)
	東部地方振興事務所登米地域事務所農業振興部		総括次長 (食の安全安心担当)
	気仙沼地方振興事務所農業・農村振興部		総括次長 (食の安全安心担当)
畜 産 関 係	大河原家畜保健衛生所		総括次長 (食の安全安心担当)
	仙台家畜保健衛生所		総括次長 (食の安全安心担当)
	北部家畜保健衛生所		総括次長 (食の安全安心担当)
	北部地方振興事務所栗原地域事務所畜産振興部		総括次長 (食の安全安心担当)
	東部家畜保健衛生所		総括次長 (食の安全安心担当)
	東部地方振興事務所畜産振興部		総括次長 (食の安全安心担当)
水 産 関 係	仙台地方振興事務所水産漁港部		総括技術次長 (食の安全安心担当)
	東部地方振興事務所水産漁港部		総括技術次長 (食の安全安心担当)
	気仙沼地方振興事務所水産漁港部		総括技術次長 (食の安全安心担当)
林 業 関 係	大河原地方振興事務所林業振興部		総括次長 (食の安全安心担当)
	仙台地方振興事務所林業振興部		総括次長 (食の安全安心担当)
	北部地方振興事務所林業振興部		総括次長 (食の安全安心担当)
	北部地方振興事務所栗原地域事務所林業振興部		総括次長 (食の安全安心担当)
	東部地方振興事務所林業振興部		総括次長 (食の安全安心担当)
	東部地方振興事務所登米地域事務所林業振興部		総括次長 (食の安全安心担当)
	気仙沼地方振興事務所林業振興部		総括次長 (食の安全安心担当)
疾 病 感 染 症 関 係	仙南保健福祉事務所 (仙南保健所) 地域保健福祉部		疾病対策班長
	仙台保健福祉事務所 (塩釜保健所) 地域保健福祉部		疾病対策班長
	仙台保健福祉事務所岩沼地域事務所 (塩釜保健所岩沼支所)		疾病対策班長
	仙台保健福祉事務所黒川支所 (塩釜保健所黒川支所)		地域保健班長
	北部保健福祉事務所 (大崎保健所) 地域保健福祉部		疾病対策班長
	北部保健福祉事務所栗原地域事務所 (大崎保健所栗原支所)		疾病対策班長
	地域保健福祉部		
	東部保健福祉事務所 (石巻保健所) 地域保健福祉部		疾病対策班長
	東部保健福祉事務所登米地域事務所 (石巻保健所登米支所)		疾病対策班長
	地域保健福祉部		
食 品 薬 事 関 係	仙南保健福祉事務所 (仙南保健所) 環境衛生部		食品衛生班長
	仙台保健福祉事務所 (塩釜保健所) 環境衛生部		食品薬事班長
	仙台保健福祉事務所岩沼地域事務所 (塩釜保健所岩沼支所)		食品薬事班長
	仙台保健福祉事務所黒川支所 (塩釜保健所黒川支所)		食品薬事班長
	北部保健福祉事務所 (大崎保健所) 環境衛生部		食品衛生班長
	北部保健福祉事務所栗原地域事務所 (大崎保健所栗原支所)		食品薬事班長
	環境衛生部		
	東部保健福祉事務所 (石巻保健所) 環境衛生部		食品衛生班長
	東部保健福祉事務所登米地域事務所 (石巻保健所登米支所)		食品薬事班長
	環境衛生部		
	気仙沼保健福祉事務所 (気仙沼保健所) 環境衛生部		食品薬事班長
	食肉衛生検査所		総括次長
	保健環境センター		副所長

宮城県食の安全安心危機管理対策本部関係組織図(令和8年9月1日現在)

